

改正後	現行
<p>第1 趣旨                      配合飼料価格の変動に対応し、自給飼料基盤に立脚した安定的な畜産経営の実現を図るためには、飼料作物作付面積の大部分を占める草地の生産性の向上を図ることが重要である。<u>一方、近年、台風、長雨等の不安定な気象により牧草等の収量に大きな影響が出ており、自給飼料の安定的な生産に支障を来している。</u>                      このため、草地生産性向上対策事業（以下「本事業」という。）においては、<u>不安定な気象に対応したリスク分散のための技術</u>導入等による草地改良の取組に対して支援することにより、生産性の低い草地から<u>安定的な高収量生産の確保につながる</u>生産性の高い草地又は高収量作物作付地への転換を進めることとする。</p> <p>第2 定義                      1 <u>この要綱において「高収量作物」とは、トウモロコシ及びソルガム（グラスタイプを除く。）をいう。</u>                      2 <u>この要綱において「高位生産草地等」とは、高品質かつ高収量な生産性の高い草地又は高収量作物作付地をいう。</u>                      3 <u>この要綱において「リスク分散型草地改良」とは、牧草等の草種又は品種の転換、技術の導入等により、不安定な気象に対応して安定的な高収量生産の確保につながる高位生産草地等へ転換を行うことをいう。</u>                      4 <u>この要綱において「調査分析」とは、リスク分散型草地改良に当たって必要な土壌分析、飼料分析、堆肥分析、<u>土壌硬度測定</u>及び概況調査とする。</u>                      5 <u>この要綱において「事業参加者」とは、事業実施主体を構成する個々の農家等をいう。</u></p> <p>第3 事業内容                      1 本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。                      (1) 事業実施主体が(2)の事業<u>に関連して</u>行う、調査分析<u>及び技術普及の取組</u>に対する助成                      (2) 調査分析等に基づき事業実施主体が行う<u>リスク分散型草地改良の取組</u>に対する助成                      2 (略)</p> <p>第4 事業実施主体                      事業実施主体は、次に掲げる民間団体とする。                      1～3 (略)                      4 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）<u>に定める農事組合法人</u>をいう。<u>以下同じ。</u>）                      5～7 (略)                      8 その他地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が認める団体</p> <p>第5 事業実施要件                      本事業の実施に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていること。                      1 事業実施主体は、地区（事業実施主体が一体的に事業を実施する地域的な単位をいう。）ごと<u>にリスク分散型草地改良に係る計画（以下「改良計画」という。）を策定していること。</u>  <u>〔削除〕</u></p>	<p>第1 趣旨                      配合飼料価格の変動に対応し、自給飼料基盤に立脚した安定的な畜産経営の実現を図るためには、飼料作物作付面積の大部分を占める草地の生産性の向上を図ることが重要である。                      このため、草地生産性向上対策事業（以下「本事業」という。）においては、<u>地域に適合した優良品種牧草の導入等</u>による草地改良の取組に対して支援することにより、生産性の低い草地から<u>高品質かつ高収量な</u>生産性の高い草地又は高収量作物作付地への転換を進めることとする。</p> <p>第2 定義                      1 高収量作物とは、トウモロコシ及びソルガム（グラスタイプを除く。）のことをいう。                      2 高位生産草地等とは、高品質かつ高収量な生産性の高い草地又は高収量作物作付地のことをいう。  <u>〔新規〕</u>                      3 <u>高位生産草地等への転換を推進するための調査分析（以下「調査分析」という。）とは、高位生産草地等への転換にあたって必要な土壌分析、飼料分析、堆肥分析及び概況調査とする。</u>                      4 事業参加者とは、事業実施主体を構成する個々の農家等をいう。</p> <p>第3 事業内容                      1 本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。                      (1) 事業実施主体が(2)の事業<u>を実施するため</u>に行う、調査分析に対する助成                      (2) 調査分析等に基づき事業実施主体が行う<u>高位生産草地等への転換</u>に対する助成                      2 (略)</p> <p>第4 事業実施主体                      事業実施主体は、次に掲げる民間団体とする。                      1～3 (略)                      4 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）<u>第 7 2 条の 10 第 1 項に規定する事業を行う</u>法人をいう。）                      5～7 (略)                      8 その他地方農政局長<u>等</u>（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が認める団体</p> <p>第5 事業実施要件                      本事業の実施に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていること。                      1 事業実施主体は、地区（事業実施主体が一体的に事業を実施する地域的な単位をいう。）ごと<u>に高位生産草地等転換計画</u>を策定していること。  <u>2 高位生産草地等転換計画において、経営規模の拡大や飼料の共同生産体制への転換等の畜産・酪農の構造転換につながる目標が設定されていること。</u></p>

2 事業参加者は、生産局長が別に定める要件を全て満たしていること。

第6 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成32年度までとする。

第7 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、改良計画を作成し、地方農政局長に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 改良計画に関して生産局長が別に定める重要な変更については、1に準じて行うものとする。

第8 事業の評価

事業実施主体は、生産局長が定めるところにより、改良計画における成果目標及び目標年度の設定、当該成果目標の達成状況の評価等、適切な事業評価を行うものとする。

第9 助成

国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、生産局長が別に定めるところにより事業実施主体に助成するものとする。

第10 事業実施状況の報告

事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を地方農政局長に報告するものとする。

第11 事業評価の報告

事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより本事業の事業評価を取りまとめ、地方農政局長に報告するものとする。

第12 委任

本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによるものとする。

別表 事業内容及び補助率（第3関係）

事業内容	補助率
1 事業実施主体が2の事業に <u>関連して</u> 行う <u>調査分析及び技術普及</u>	調査分析 <u>及び技術普及</u> に要する経費の1/2以内
2 調査分析等に基づき事業実施主体が行う <u>リスク分散型草地改良の取組</u>	<u>リスク分散型草地改良の取組</u> に要する経費の1/2以内(10a当りの上限金額は1.7万円とする。ただし、 <u>施工が完了する前に、自然災害による土壌流出その他やむを得ない事由が生じたことにより再施</u>

3 事業参加者は、生産局長が別に定める要件を全て満たしていること。

第6 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成29年度までとする。

第7 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、高位生産草地等転換計画を作成し、地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 高位生産草地等転換計画に関して生産局長が別に定める重要な変更については、1に準じて行うものとする。

[新規]

第8 助成

国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、生産局長が別に定めるところにより事業実施主体に助成するものとする。

第9 事業実施状況の報告

事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を地方農政局長等に報告するものとする。

[新規]

第10 委任

本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによるものとする。

別表 事業内容及び補助率（第3関係）

事業内容	補助率
1 事業実施主体が2の事業 <u>を実施するために</u> 行う調査分析	調査分析に要する経費の1/2以内
2 調査分析等に基づき事業実施主体が行う <u>高位生産草地等への転換</u>	<u>高位生産草地等への転換</u> に要する経費の1/3以内。ただし、 <u>10a当りの上限金額は10千円とする</u>

		<u>工が必要であると地方農政局長が認める場合は、この限りでない。</u> )		
--	--	--	--	--

附 則

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。